

## 日本健康相談活動学会理事の選出に関する内規

- 第1条 選挙管理委員は、隣接する2つのブロック（「北海道・東北」と「関東」、「中部」と「近畿」、「中国・四国」と「九州」の組み合わせで北からの輪番）の会員から各2名計、4名を理事会が推薦し、総会で選出する。
- 第2条 選挙管理委員の任期は、総会で承認された日から選挙結果公表の日までとする。
- 第3条 選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。
- 第4条 理事選出の手続きは次のとおりとする。
- (1) 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を決める。
  - (2) 選挙管理委員長は選挙を実施する年度の4月のトライアングル発行時に、別に定める様式によって理事選出について告示する。
  - (3) 選挙管理委員長は、学会事務局に「選挙有権者名簿」の作成を要請する。
  - (4) 事務局は、選挙実施年度の前年度の会費の納入状況を確認して「選挙有権者名簿」を作成する。
  - (5) 選挙管理委員会は、学会事務局に「被選挙者名簿」の作成を要請する。
  - (6) 学会事務局は「選挙有権者名簿」の中から引き続き3年以上会員であった者を確認して「被選挙者名簿」を作成する。
  - (7) 選挙管理委員会は、所属ブロックごとの「選挙有権者名簿」及び「被選挙者名簿」を確認し、会員への送付を学会事務局に要請するとともに作業日程を伝える。
  - (8) 学会事務局は、会員からの確認に基づく正規の名簿を11月までに作成し、選挙権を有する会員への郵送準備を行う。
  - (9) 選挙管理委員会は、12月上旬までにブロックごとに「被選挙者名簿」と「投票用紙」を有権者に郵送する。
  - (10) 理事の人数は、前年度の会費納入状況の確認時点における各ブロックの会員数の比率に応じて決める。選挙で地域割として10人程度選出する。さらに現職養護教諭・教育行政・養護教諭養成関係から理事長が若干名を補充選出する。
  - (11) 選挙管理委員会は、投票用紙」を12月中に回収し、開票・集計を行う。
  - (12) 選挙管理委員会は、ブロックごとに、得票数の多い順に理事就任の意向を書面によって確認する。得票が同数の場合は、会員歴の長い順に確認する。
  - (13) 選挙管理委員長は、選挙実施後の総会において、新理事の氏名を公表する。
  - (14) 理事から辞退の申し出があった場合は、次点を繰り上げ当選とする。任期中にやむを得ない事情で辞退をする場合は、同地区の次点者を充当する。
- 第5条 役員承認手続きは次のとおりとする。
- (1) 新理事は、総会後に現理事長が招集する。
  - (2) 新理事は理事長を互選する。
  - (3) 選出された理事長は、3月の新体制発足までに、職域（現職養護教諭・教育行政・養護教諭養成）等を考慮して若干名の理事および監事を指名し、理事会の承認を得るものとする。
  - (4) 監事を含む新役員体制は、5月のトライアングル紙面において公表する。

(附則) この内規は、2016年3月5日に制定し、同日より施行する。